

獣医療法施行規則第10条の4第3項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件

(平成21年2月20日号外農林水産省告示第238号)

最終改正：平成21年2月20日号外農林水産省告示第238号

獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第10条の4第3項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める基準を次のように定め、平成21年2月20日から施行する。

獣医療法施行規則第10条の4第3項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

飼育動物の種類	放射性同位元素の種類	診療の種類	退出させることができる状態
馬	テクネチウム99m	診療用放射性同位元素を用いたシンチグラム検査（骨シンチグラムを得る場合に限る。）	診療用放射性同位元素が投与されてから48時間以上経過していること。
犬及び猫	テクネチウム99m	診療用放射性同位元素を用いたシンチグラム検査	診療用放射性同位元素が投与されてから48時間（投与量が放射能として150メガベクレル以下の場合、その投与から24時間）以上経過していること。
	ふっ素18	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた陽電子断層撮影検査	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから24時間以上経過していること。